

○残火処理基準の運用について

昭和55年 5月28日

新 警 第 3 8 5 号

消防隊の行う残火処理基準を別紙のとおり定めたから、これが運用について遺憾のないようにいたされたく通知する。

別 紙

残火処理基準の運用について

(目的)

第1条 この基準は、火災鎮圧後の消防対象物（以下「対象物」という。）に対する残火（有炎現象が終息した以降における残り火）の処理要領を定めるとともに、対象物の関係者（以下「関係者」という。）に対し、一般管理責任に基づく監視、警戒等の協力を求め再燃火災等の事故発生防止を図ることを目的とする。

(残火処理)

第2条 署長は、火災鎮圧後の対象物並びに接炎、放射熱又は飛火を受けたと認められる対象物に対し、再燃火災防止のため、別表に定める残火処理基準に基づき、残火処理チェックリスト（別記様式1）により残火処理を的確に実施し、危険性解除の確認を行うものとする。

(関係者の承諾)

第3条 前条の残火の疑いのある対象物の確認を実施する場合においては、過剰な破壊又は注水による被害を与えないよう十分注意するとともに、原則として、関係者の承諾を得て行うものとする。

(現場警戒)

第4条 署長は、残火処理後において周囲の状況により必要があると認めたときは、消防隊又は消防職員を現場に配置し、監視、警戒を行わせるものとする。

2 署長は、現場警戒で残火処理活動を実施した中隊長又は小隊長に残火処理チェックリ

ストを提出させるものとする。

- 3 残火処理活動を実施した消防隊は、残火処理チェックリストを作成し、次の現場警戒を行う消防隊に引継ぐものとし、最終現場警戒を行った中隊長又は小隊長が、残火処理チェックリストを取りまとめ、署長に提出するものとする。

(関係者への説示)

第5条 署長は、消防部隊引き揚げ後における対象物の管理責任の明確化と再燃火災防止を図るため、関係者に対し、監視及び警戒並びに緊急時における通報等必要な措置を講じるよう説示のうえ、別記様式2で定める帳票を交付し、協力を求めるものとする。

(関係者の範囲)

第6条 説示する関係者の範囲は、次のとおりとする。ただし、火元対象物等で残存部分の価値が滅失し、かつ、事故発生危険の少ないと認められるものは除くものとする。

- (1) 火元対象物の関係者
- (2) 類焼した対象物の関係者
- (3) 強い放射熱、接炎又は飛火を受けたと予想される対象物の関係者
- (4) 前各号に定めるもの以外で、署長が必要と認める関係者

別表（第2条関係）

残 火 処 理 基 準

区分 程度	区 分	場 所	点 検 要 領
Ⅰ ぼや、 部分焼等 の火災建 物	1 外見上、鎮火の確認が 困難な部分	1 小屋裏、天井裏、床下及びダク ト、パイプスペース等のたて穴	1 点検口（押入れの天井部分）等から内部を視認する。
		2 モルタル壁等の二重壁内	1 変色部分等表面を素手で触れて、温度を確かめる。
		3 厨房等の火気施設周囲の鉄板内 装裏面	2 小屋裏を点検して、火気及び煙の有無を視認する。 3 二重壁の一部を破壊して視認する。
		4 押入れ（天袋を含む。）、戸袋	内部を視認して、火気及び煙の有無を確かめる。
		5 瓦下地、畳の合わせ目	外部から視認して火気及び煙の有無を確かめる。
	2 消火確認が困難なも の（無煙燃焼又は深部火 災になりやすいもの）	布団、マット、繊維類、上、木 材、木くずの類	水びだし状態であっても、水切れとともに深部に残った火種 の燃焼力が強まるので、着火したと思われるものは、屋外の安 全な場所に搬出させる。
Ⅱ 半延焼 以上建 物の等	火種の残りやすい部分	1 モルタル壁等の二重壁内 2 柱、梁、合掌等のほぞ部分 3 焼き堆積物(前2に揚げるもの) 4 強い放射熱を受けた隣接建物 5 風下建築物の飛火危険箇所	前Ⅰに準じて確認する。
備 考	1 消防隊が、前Ⅰ及びⅡについて点検する場合は、関係者等の立会いのもとに実施するよう配意する。 2 鎮火判定のため破壊によらなければ確認できない部分は、関係者の承諾を得て必要最小限度の範囲で実施し、見破壊部分につい て、特に監視、警戒するよう関係者に説示する。		

別記様式1(第2条関係)

残火処理チェックリスト

火災番号		鎮火決定者		確認者		所属 職・氏名			
残火処理開始日時(警備開始)		年 月 日 時 分		残火処理の 必要性		有・無			
残火処理終了日時(警備終了)		年 月 日 時 分							
処 理 対 象 物		火 類 の 元 焼 他		住所 区					
				名称					
				構 造		用 途		処 理 階	
番号	点 検 箇 所	点 検 内 容 破 壊 目 視 等		異状の有無		具 体 的 な 異 状 と 処 理 内 容			
1	小屋裏			☐ 有 ☐ 無					
2	天井裏			☐ 有 ☐ 無					
3	床(畳, カーペット)・床下			☐ 有 ☐ 無					
4	ダクト・換気扇			☐ 有 ☐ 無					
5	パイプスペースのたて穴			☐ 有 ☐ 無					
6	モルタル壁等の二重壁内			☐ 有 ☐ 無					
7	厨房等の火気使用施設周囲 の鉄板内装裏面			☐ 有 ☐ 無					
8	押入れ・戸袋			☐ 有 ☐ 無					
9	瓦下地, 畳の合わせ目			☐ 有 ☐ 無					
10	布団・マット類			☐ 有 ☐ 無					
11	繊維・紙・木材			☐ 有 ☐ 無					
12	柱・梁			☐ 有 ☐ 無					
13	暖房等の火気施設			☐ 有 ☐ 無					
14	家具			☐ 有 ☐ 無					
15	ロッカー			☐ 有 ☐ 無					
16	書籍類			☐ 有 ☐ 無					
17	焼き堆積物			☐ 有 ☐ 無					
18	そ の 他			☐ 有 ☐ 無					
				☐ 有 ☐ 無					
				☐ 有 ☐ 無					
				☐ 有 ☐ 無					
				☐ 有 ☐ 無					
立会者		氏名				区分		所・管・占・他	

※ 処理対象物の欄のその他は, 強い放射熱を受けた建物, 飛火を受けた若しくは可能性のある建物をいう。

別記様式2（第5条関係）

出火日時	年 月 日 時 分 ころ	号	
場所	新潟市		
受領者 (☐ 所 ☐ 管 ☐ 占 ☐ 他)	住所 氏名 連絡先	交付者	

----- キリトリ線 -----

	号
--	---

消防隊の現場引き揚げ後は、下記の各項について特に配慮されるよう、ご協力願います。

記

1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周囲は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。

2 現場保存のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。
ただし、緊急事態が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。

3 異常と思われる事象に気付かれたときは、すみやかに次の消防署、出張所に連絡してください。
また、緊急の場合は**119番通報**してください。

連絡先

○ ○ 消防署 0 2 5 -

年 月 日

○ ○ 消 防 署 長